

2021年2月14日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 調停の進め方について  
(その2 家事調停)
- 民法大改正  
その5 請負契約に関する改正

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.83



エバー総合法律事務所

# 調停の進め方について (その2 家事調停)

1 調停とは、簡単に言えば裁判所での話し合いの手続きですが、簡易裁判所で行われる民事調停手続（まれに地方裁判所で行う場合もあります）や、家庭裁判所で行われる家事調停手続を指します。「民事」とは、お金の貸し借りや、交通事故、不動産をめぐる問題などが該当します。これに対して、「家事」とは、相続や離婚など家庭問題に関するものが該当します。Vol.63（バックナンバーはホームページ内に掲載しています）では、調停事件の進め方の一般的な注意点などを紹介いたしました。臨む際の心構えなどはそこで述べていますので、関心のある方はそちらをご覧ください。今回は、改めて家事調停手続に限定してご紹介したいと思います。

## 2 調停事件の手続

家事調停手続については家事事件手続法で定めています。家事に関する手続も様々なものがありますので、ここでは、実務上多く扱われている離婚（親権者、面会交流等を含みます）、遺産分割を念頭に述べます。

まず、離婚の場合も遺産分割も当事者間で話し合いがつかず法的な解決を求める場合には、調停手続から始めなければなりません。

調停手続は、通常、調停委員2名と裁判官1名の3名で一つのチームを作り、そのチームが一つの事件に対処します。裁判官は調停委員の指導役として控えていて、調停委員が当事者の仲介役として手続を進めます。両当事者が対面して議論をすることはなく、それぞれが調停委員と話し、調停委員がそれぞれの譲歩を求めながら解決を目指すことになります。

## 3 離婚事件の場合

離婚事件の場合には、離婚するかどうかだけではなく、離婚するまでの間の婚姻費用分担の問題、離婚した後の親権の取得者、親権者ではない方からの子供との面会交流、養育費、財産分与（年金分割）、場合によっては慰謝料など問題が多岐に及びます。内容については、バックナンバー Vol.8、34、47、51、72（ホームページ掲載）で紹介していますのでそちらをご参照ください。今回はこれらが調停で決着しない場合にはどうなるかを述べたいと思います。まず、婚姻費用分担の問題は、審

判手続という一種の裁判手続に移ります。離婚やそのほかの請求が家庭裁判所に係属していても、婚姻費用分担の問題は独立して審判へ移行します。これは、生活費に関するものであり、離婚の成否を前提としないので、速やかに判断する必要があるためです。それぞれの収入などに関する資料を提出して裁判官（審判官）が判断することになります。

一方、離婚やそれを前提とする請求については、調停が成立しなければ、離婚を求める方は家庭裁判所に離婚訴訟を提起する必要があります。離婚に伴う上記の付帯的な請求もすべて離婚訴訟において判断されることになります。

調停手続で離婚だけ合意することも可能ですが、その場合には離婚だけ調停が成立し、そのほかの点は審判手続等に移行することになります。親権者、面会交流、養育費、財産分与（年金分割）は裁判官が審判として判断することになりますが、慰謝料についてのみ法的には損害賠償の問題なので、民事ということで別途地方裁判所での民事裁判を求める必要があります。

## 4 遺産分割の場合

遺産分割の場合にも、調停が成立しない場合には審判手続へ移行し、裁判官が判断することになります（具体的な進め方などについてはVol.24、35をご参照ください。なお、相続法の改正がありましたので併せてVol.54、55をご参照ください。）

これと似たような制度で遺留分侵害請求権（令和元年7月1日より施行。Vol.55で紹介しています）の場合も調停はできますが、調停が不成立の場合には、地方裁判所での民事裁判を求める必要があります。

## 5 その他

家事調停事件は、上記のような審判手続や民事裁判へ移行できる事件ばかりではなく、調停が不成立となるとそのまま手続としては終了するものもあります。手続についての見通しなど、紛争の解決には総合的に判断することが必要な場合もあります。お悩みの際には弁護士にご相談ください。

無料相談会  
のご案内

2021年2月16日火曜日、2月24日水曜日、3月2日火曜日、3月10日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 民法大改正

## その5 請負契約に関する改正

民法改正については度々取り上げてまいりました。関心のあるかたは当事務所のホームページにバックナンバーを掲載していますのでご覧ください。今回は、令和2年の4月から既に施行されている請負契約に限定して述べたいと思います。

### 1 契約不適合責任

(1) 売買契約を準用するに伴って、請負人の責任の性格が瑕疵担保責任から不適合責任へと変更されています。これは従来、引渡した工事に瑕疵（きずや欠陥のことです）があった場合には瑕疵担保責任として修補したり賠償をすることで対処していました。これが、契約内容や目的とされた種類、品質、数量に不適合であるとして責任を問う不適合責任に変更されました。変更されたことによってどのような点で変更が生じるかと言いますと、①損害賠償の範囲、②故意・過失、③不適合の場合の措置、の点です。

### (2) 損害賠償の範囲

瑕疵担保責任については賠償の範囲は信頼利益と言われていて、これは契約が有効だと信じたために発生した損害のみが賠償の対象と言われていました。例えば契約のための費用など賠償範囲がかなり限定されています。これに対して不適合責任では、賠償の範囲は履行利益とされ、例えば売買ですと転売された場合の利益も賠償の対象になります。瑕疵担保責任については、瑕疵ある物の損失を補てんするための特別な責任ととらえられていたために賠償の義務についても狭く考えられていましたが、今回は契約責任として通常の賠償義務と同様に考えることになりました。

### (3) 故意・過失について

瑕疵担保責任については、特別な責任として無過失責任を負うとされていましたが、契約責任として理解されることになったため、責任を負うには故意（わざと、あるいは知っていた）か過失が必要となります。

### (4) 不適合の場合の措置

瑕疵担保責任では、瑕疵ある部分について修補や賠償によって補てんをすることになっていましたが、不適合責任では、それ以外に代金減額請求が設けられました。また、修補についてもこれまでの発注者側が修補を求めるか賠償を求めるか選択権がありました。また、修補についてもこれまでの発注者側が修補を求めるか賠償を求めるか選択権がありました。加えて、解除については、これまでは契約不履行責任がある場合のみ相手方は解除できるものでしたが（例えば受注者側に

履行について不履行の責任がある場合のみ発注者側からの解除のみ）、解除自体は制裁から拘束力の解放へと考え方が変わりました。受注者側に履行できなくなった帰責事由があっても解除ができることになりました（一部制限があります）。

### 2 不適合責任に関する期間制限

従来は請負に関する瑕疵担保責任については、請負契約独自の責任追及の期間制限がありました。それらが撤廃され、不適合責任としての期間制限が設けられました。具体的には、「不適合を知った時から1年以内」に変更されました。引渡時からではないことが注意点です。発注者が不適合責任を求めるためには請負人に通知することが必要です。ただし、請負人が不適合を知っていたり、重過失により知らなかった場合にはこの期間制限の適用はありません。通知したあとは、通常の消滅時効期間内での権利行使が可能なので、不適合を知った時から5年間、権利行使できる時から10年間のうちに権利行使をすることが必要で、権利行使しない場合には時効消滅ということになります。

### 3 報酬請求

報酬請求について、請負の場合には、完成して引渡をして報酬請求できるとされていましたが（引渡を要しない場合には完成のみで可）。しかし、注文者に責任がなく完成不能になった場合や完成前に解除されてしまった場合には、請負の目的物が可分であってそれにより注文者が利益を受けるときには出来高請求が可能とされました。請負人に責任がある場合にも出来高の請求は可能です（ただし、責任がある点については別途賠償等にて精算が必要です）。

### 4 民間（七会）連合協定約款の変更

今回の改正法の施行に伴って、建築業界のこれまでの民間（旧四会）連合約款も名称が変更になり改正されました。基本的に法律改正に即して改正されていますが、不適合請求期間は引渡より2年以内とされ、また責任追及方法も「通知」と「請求」と2種類の言葉を使用していますが、法律上の「通知」は約款の「請求」に近いものと思われるなど注意が必要です。また、「約款」と名称はついています。約款は契約条項の一部にすぎませんので、請負契約書に添付しているだけで特に説明していない場合には、協定約款の効力が常に及んでいると理解することは危険です。重要部分は契約上も明記しておく必要があるでしょう。お悩みの方はご相談ください。

# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

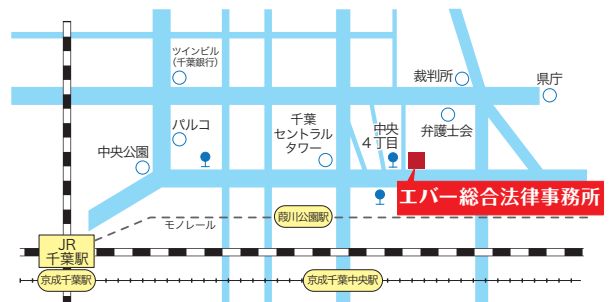
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。